

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税の賦課に関する事務(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいや、その他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

「府中市情報セキュリティ対策基準」に基づいて、情報資産台帳の作成や情報セキュリティ研修等データ管理に配慮するように努めている。
また、固定資産税関係事務のうち、業務を委託する場合には、契約に「個人情報の取扱いに関する特約条項」を設け、必要な情報セキュリティレベルを確保している。

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

平成29年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・地方税法に基づき、賦課期日時点において、府中市内に土地、家屋及び償却資産を所有している者に対し、固定資産税・都市計画税を計算し賦課及び通知を行う。その管理にあたっては、以下の事務により行う。 <p>【土地・家屋調査、評価業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・法務局や建築関係担当課より不動産登記情報や建築確認等の情報、所有者の情報を取得する。・現地調査を行い、固定資産税システムに情報を入力し、評価を行う。 <p>【償却資産調査、評価業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・申告書や調査により償却資産の保有情報を取得する。・取得した情報を固定資産税システムに入力し評価を行う。・必要に応じて商業法人登記の交付申請し、法人の住所や廃業等の確認を行う。 <p>【特例・非課税・減免の適用】</p> <ul style="list-style-type: none">・特例・非課税・減免の申請に基づいて審査し、適用の決定を行う。 <p>【宛名管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・登記通知に基づき、宛名管理システムで宛名情報を登録・修正する。・各種申告書・届出書に基づいて、宛名管理システム及び共通基盤システムで、宛名情報の更新や送付先、管理人等の設定を行う。・納税通知書等を確実に送達するにあたり、返戻となった納税通知書等について、所有者の現住所等を把握するため、住民票や戸籍謄本等の交付申請を行い、最新の宛名情報を宛名管理システムに登録する。 <p>【固定資産税の課税及び納税通知書等発送業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・当初賦課処理を行い、納税通知書や課税明細書を発送する。・課税内容に修正があった際には、賦課更正処理を行い、税額更正決定通知書等を送付する。 <p>【証明書等の発行】</p> <ul style="list-style-type: none">・申請に基づき、固定資産税システム(課税台帳)から、固定資産登録事項証明書及び固定資産課税台帳兼名寄帳、償却資産課税台帳(評価調書)を発行する。
③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、共通基盤システム、eLTAXシステム、家屋評価システム、土地評価システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市市民部資産税課
②所属長	資産税課長 月岡 敏浩
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市政策総務部広報課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市市民部資産税課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4443

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

